

## 日本交通法学会設立趣意書

近時、わが国における交通機関の発達は、極めてめざましいものがありますが、一方、交通災害、交通公害および交通混乱の現象は、きわめて憂慮すべき状態を現出しております。特に、自動車人身事故による被害者の救済措置は、満足すべきにはほど遠い現状にあります。

実効性ある事故防止策と適正な人身事故補償の早急完全な実施が当面の最重要課題であることは、何人にも明らかとなっております。

自動車人身事故の激増が重大な社会問題としてその対策が叫ばれてからすでに十数年を経っており、その間、事故防止と被害者救済の実現をめざし、わが国の学界、法曹界、関係諸官庁、保険会社、その他民間諸団体において、それぞれの立場から真剣な討議が行なわれ、幾多の貴重な成果を得ております。

しかしながら、交通災害増加の現象は、わが国社会の諸要因と極めて複雑に関連し、交通問題に関する法域は、道路交通法のみならず、車両法、運送法等あらゆる分野に拡大されております。

また、人身損害補償の領域について見ても、問題は今日、単に不法行為にとどまらず、民法の他の分野、訴訟法、保険法、社会保障法等の領域におよび、わが国法制の根本に触れるさまざまな問題が提起されているのであります。

今日、このような状況において、われわれは、これら関連するあらゆる分野の研究者が、相互に交流をもち、協力し、もって研究の成果を一層深めることがどうしても必要であると考え、ここに日本交通法学会を設立するに至ったものであります。

日本交通法学会は、交通の円滑・健全化、交通災害・交通公害の絶滅、被害者の完全な救済を希求するあらゆる分野の研究者によって構成され、交通関係法規および交通災害・交通公害とこれにともなう補償に関するあらゆる問題を研究討議し、研究者相互の協力を促進することによって、国民の福祉の増進を期そうとするものであります。

われわれは、ここに日本交通法学会設立の趣旨を明らかにし、その目的に賛同するあらゆる分野の個人又は団体に日本交通法学会への参加を呼びかけるものであります。

昭和45年1月31日

### 日本交通法学会設立準備委員会

朝倉京一 淡路剛久 伊藤利夫 伊藤嘉之 河合 怜 岸永 博 木宮高彦 倉田卓次  
後藤 勇 佐藤昭一 椎木緑司 竹岡勝美 田邨正義 土屋一英 筒井博司 永光洋一  
並木 茂 野村好弘 原島克巳 舟木信光 南 恒郎 三宅弘人 宮原守男 山崎東夫  
山田卓生 山本寅之助 吉田淳一 (五十音順)